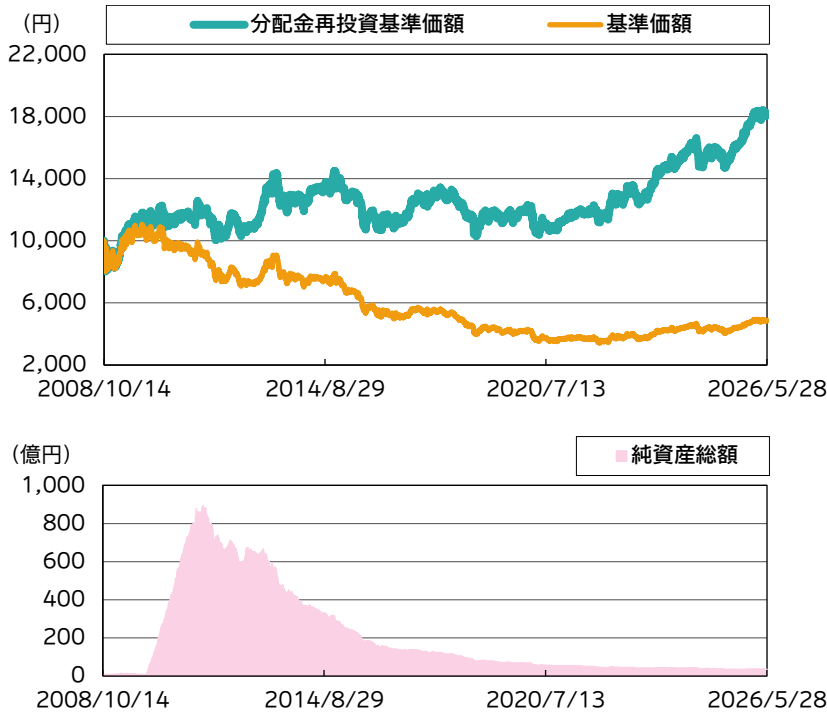


運用実績

運用実績の推移

(設定日:2008年10月15日)



※基準価額は、信託報酬控除後の価額です。設定前営業日を10,000円として指数化しています。なお、信託報酬率は「ファンドの費用」をご覧ください。  
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

分配金の実績(税引前)(直近1年分)

期	決算日	分配金(円)	期	決算日	分配金(円)
第198期	2025/06/19	10	第204期	2025/12/19	10
第199期	2025/07/22	10	第205期	2026/01/19	10
第200期	2025/08/19	10	第206期	2026/02/19	10
第201期	2025/09/19	10	第207期	2026/03/19	10
第202期	2025/10/20	10	第208期	2026/04/20	10
第203期	2025/11/19	10	第209期	2026/05/19	10
		<b>設定来累計分配金</b>			<b>8,680</b>

※分配金は、1万口当たりの金額です。  
※分配金は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

基準価額・純資産総額

	当月末	前月末
基準価額(円)	4,876	4,916
純資産総額(百万円)	3,592	3,638

※基準価額は、1万口当たり。

	基準価額(円)	基準日
設定来高値	11,057	2009/10/16
設定来安値	3,416	2021/12/20

※同一の基準価額が複数ある場合、直近の日付を表示しています。

騰落率(税引前分配金再投資)(%)

1ヵ月	-0.6
3ヵ月	-0.3
6ヵ月	4.3
1年	19.1
3年	32.4
5年	52.7
10年	61.2
設定来	82.2

※騰落率は、税引前の分配金を再投資したものととして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。  
※各期間は、基準日から過去に遡っています。また、設定来の騰落率については、設定当初の投資元本を基に計算しています。

ポートフォリオ構成 (%)

債券現物	96.9
現金等	3.1
合計	100.0
債券先物	-
債券実質組入(現物+先物)	96.9

※組入比率は、純資産総額に対する実質的な割合です。  
※現金等の中には未払金等が含まれるため、比率が一時的にマイナスとなる場合があります。

ポートフォリオの状況

最終利回り(%)	10.70
直接利回り(%)	4.31
平均残存期間(年)	1.38
修正デュレーション(年)	1.24

※組入債券の各データを組入有価証券評価額に対する実質的な割合で加重平均しています。

※修正デュレーションは、債券価格の金利変動に対する感応度を示す指標です。この値が大きいくほど、金利が変化した際の債券の価格変動が大きくなります。

※将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

基準価額変動の要因分析(前月末比) (円)

	キャピタル	インカム	為替要因	小計
カナダ・ドル	1	0	-6	-5
メキシコ・ペソ	3	2	4	8
ブラジル・リアル	-0	3	-6	-3
ユーロ	2	1	-6	-4
ポーランド・ズロチ	1	1	-1	1
オーストラリア・ドル	3	1	-1	3
インドネシア・ルピア	-3	2	-16	-17
インド・ルピー	-1	1	-2	-3
トルコ・リラ	1	6	-18	-11
南アフリカ・ランド	1	1	7	10
合計	8	17	-46	-20
信託報酬				-6
その他要因				-4
分配金				-10
合計				-40

※要因分析は、組入有価証券の値動き等が基準価額に与えた影響等をご理解いただくために簡便的に計算した概算値であり、その完全性、正確性を保証するものではありません。

残存期間別組入比率 (%)

残存年数	組入比率
1年未満	40.8
1年以上3年未満	51.8
3年以上7年未満	7.4
7年以上10年未満	-
10年以上	-
合計	100.0

※組入比率は、組入有価証券評価額に対する実質的な割合です。

組入上位10通貨 (%)

	通貨	組入比率
1	ユーロ	14.8
2	ブラジル・リアル	14.7
3	メキシコ・ペソ	13.8
4	オーストラリア・ドル	12.8
5	トルコ・リラ	11.4
6	インドネシア・ルピア	10.1
7	ポーランド・ズロチ	8.4
8	カナダ・ドル	6.4
9	南アフリカ・ランド	4.8
10	インド・ルピー	2.7

※組入比率は、組入有価証券評価額に対する実質的な割合です。

種別組入比率 (%)		
	種別	組入比率
1	国際機関債	72.5
2	国債等	27.5
合計		100.0

※組入比率は、組入有価証券評価額に対する実質的な割合です。

格付別組入比率 (%)		
	格付け	組入比率
	AAA	100.0
	AA	-
	A	-
	BBB	-
	BB以下	-
	格付けなし	-
合計		100.0

※組入比率は、組入有価証券評価額に対する実質的な割合です。

※格付けについては、格付機関(S&PおよびMoody's)による格付けの上位のものを採用し、+・-等の符号は省略して表示しています。(表記方法はS&Pに準拠)

国際機関債別組入比率 (%)		
	国際機関債	組入比率
	欧州復興開発銀行債	29.4
	世界銀行債	25.3
	国際金融公社債	19.0
	欧州投資銀行債	18.7
	アジア開発銀行債	4.2
	米州開発銀行債	3.1
	アフリカ開発銀行債	0.4

※組入比率は、国際機関債マザーファンドを通じて投資している有価証券評価額に対する実質的な割合です。

組入上位10銘柄 (組入銘柄数 33)

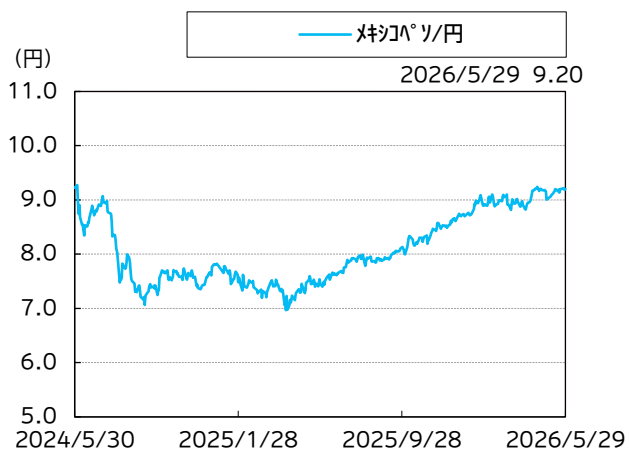
	銘柄	クーポン(%)	償還日	国・地域/ 通貨	格付け	組入比率(%)
1	オーストラリア国債	0.500	2026/09/21	オーストラリア / オーストラリアドル	AAA	7.8
2	ドイツ国債	2.100	2028/03/15	ドイツ / ユーロ	AAA	7.2
3	世界銀行債	0.000	2027/06/30	国際機関 / メキシコペソ	AAA	6.9
4	カナダ国債	1.000	2026/09/01	カナダ / カナダドル	AAA	6.2
5	欧州復興開発銀行債	4.250	2028/02/07	国際機関 / インドネシアルピア	AAA	5.1
6	国際金融公社債	10.000	2027/02/03	国際機関 / ブラジルレアル	AAA	4.8
7	オーストラリア国債	2.750	2028/11/21	オーストラリア / オーストラリアドル	AAA	4.6
8	欧州投資銀行債	2.750	2026/08/25	国際機関 / ポーランドズロチ	AAA	4.5
9	欧州投資銀行債	0.000	2027/06/17	国際機関 / ユーロ	AAA	4.3
10	欧州復興開発銀行債	0.000	2027/05/28	国際機関 / トルコリラ	AAA	4.0

※組入比率は、純資産総額に対する実質的な割合です。

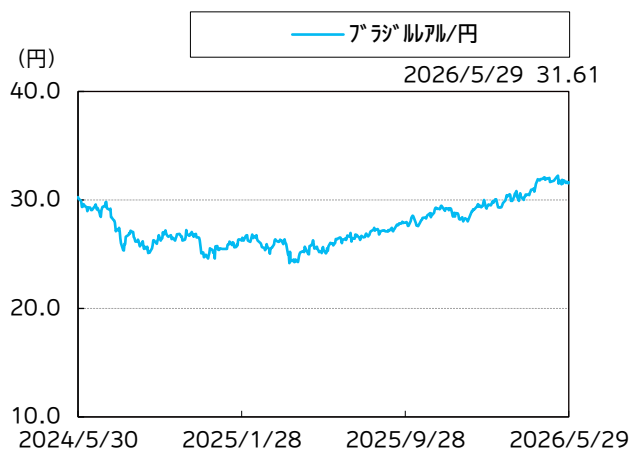
※当該個別銘柄の揭示は、銘柄推奨を目的としたものではありません。

市況動向(直近2年)

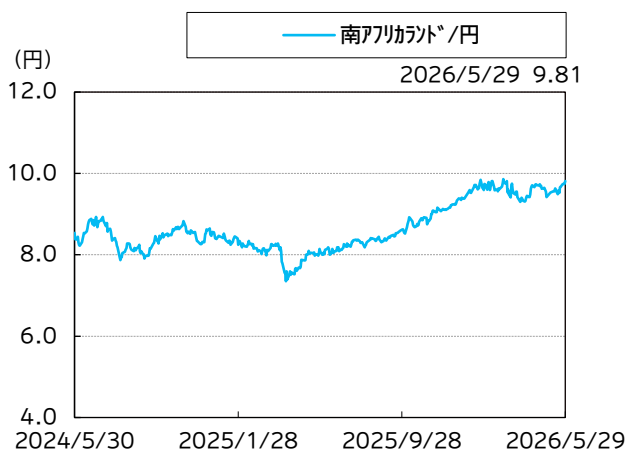
メキシコ



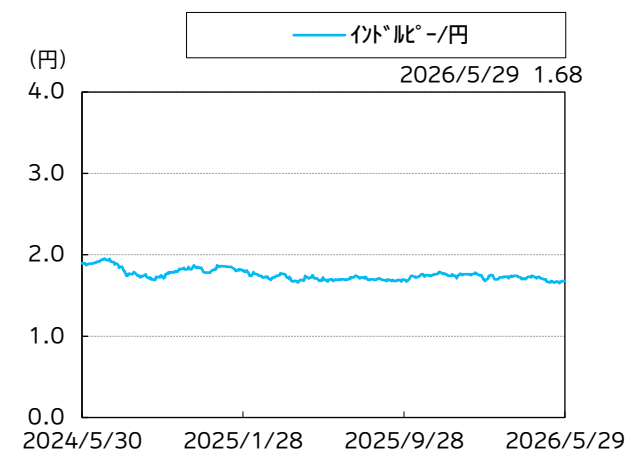
ブラジル



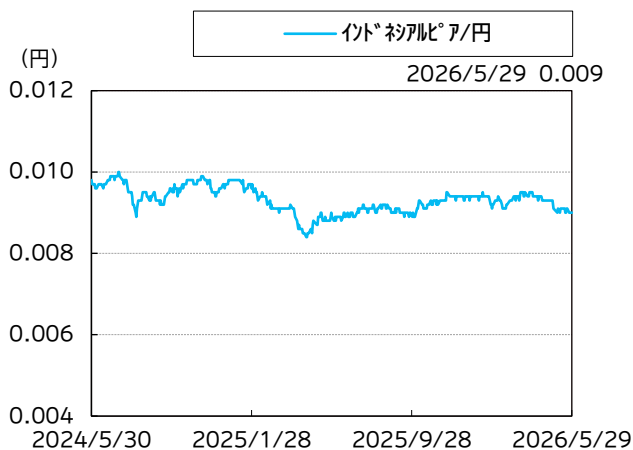
南アフリカ



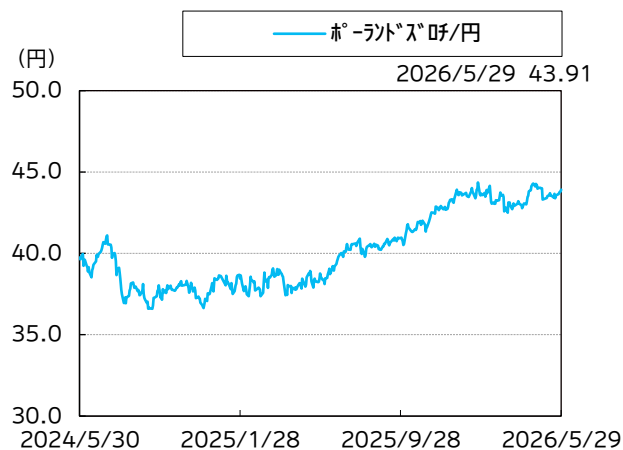
インド

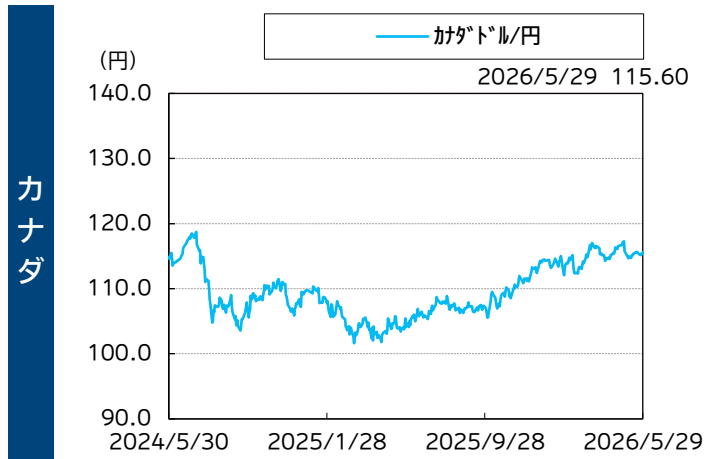
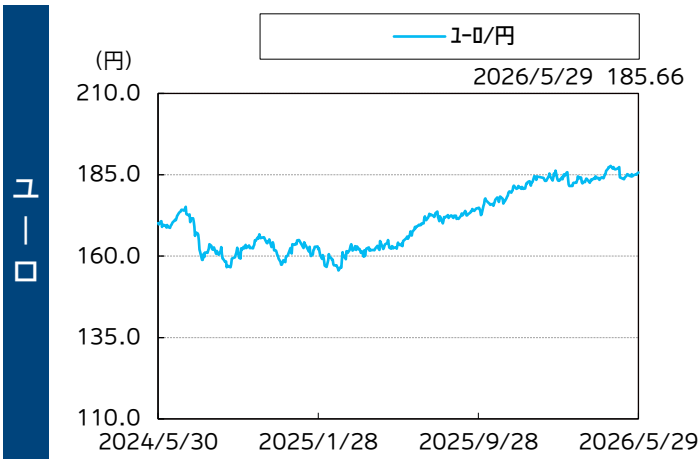
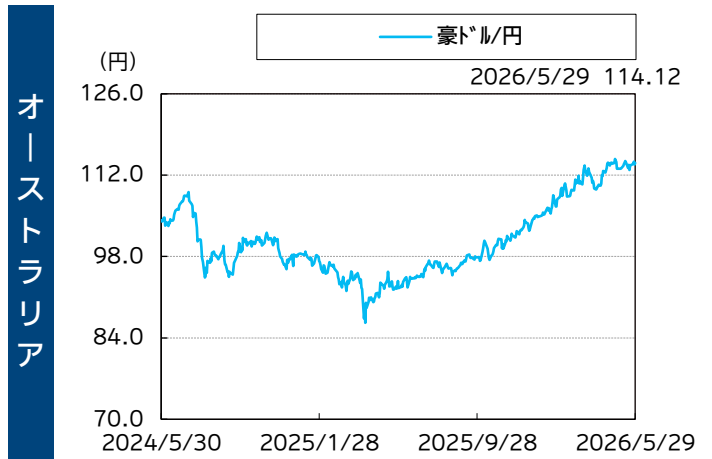
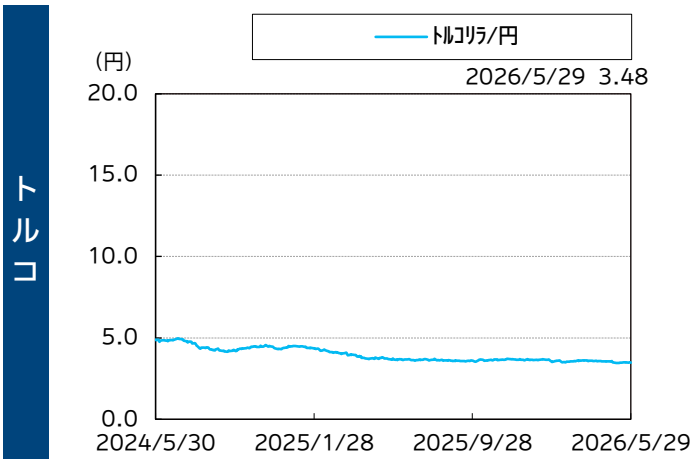


インドネシア



ポーランド





※一般社団法人資産運用業協会が公表する対顧客電信売買相場の仲値(TTM)です。  
※Bloombergのデータを基に委託会社を作成。

## マーケット動向とファンドの動き

当ファンドではユーロ、オーストラリアドル、カナダドル建の債券、並びに国際機関債マザーファンドの組み入れを通じて新興国7か国(メキシコ、ブラジル、南アフリカ、インド、インドネシア、ポーランド、トルコ)の各国通貨建債券に投資しています。

当月の基準価額は下落しました。政府日銀による為替介入などから米ドル安円高が進んだことや、トルコリラやインドネシアルピアなど新興国通貨の一部が弱含んだことを背景とした為替要因が下落の主因となりました。

先進主要国債券市場では10年国債利回りの動きはまちまちでした。米国では4月分のPPI(生産者物価指数)が市場予想を大幅に上回ったことや、トランプ政権がイランへの圧力を強める中で原油価格が上昇したことを背景に、中旬にかけて利回りが大きく上昇(価格は下落)しました。しかし、その後は米国とイランの停戦合意が近いとの観測が強まったことで、原油価格が下落に転じるとともに利回りが低下(価格は上昇)しました。こうした中、当ファンドで投資する残存2年程度の先進国国債利回りは、いずれも低下しました。米国とイランの停戦期待に伴うインフレ懸念の後退と原油価格の下落が利回り低下の要因となりました。

新興国債券市場の国債利回りの動きはまちまちでした。残存2年程度の新興国国債利回りは、CPI(消費者物価指数)の上昇が進んだトルコや、通貨安是正のために利上げを行ったインドネシアなどで上昇した一方で、利下げを行ったメキシコなどでは低下しました。

先進国の為替市場は米ドル安円高となりました。当月は政府日銀による為替介入などから月初に米ドル安円高が進む場面があったものの、米国でのインフレ高止まりに対する懸念などから、日米金利差の縮小が見込みにくいこともあり、再び米ドル高円安に転じ、月初の円高進展の大部分を巻き戻す動きとなりました。こうした中、当ファンドが投資する先進国通貨はいずれも対円で下落しました。

新興国の為替市場は通貨ごとにまちまちな動きとなりました。メキシコペソは中央銀行が利下げを実施したものの、追加利下げには慎重な見方であったことなどから対円で上昇しました。その一方で、エネルギー価格上昇が嫌気されたことや、主要株式指数から大手企業が除外されたことなどを背景に、資金流出が発生したインドネシアルピアや、高金利ではあるものの通貨が一定のペースで減価しているトルコリラなどは対円で下落が目立ちました。

## 今後のマーケット見通しと今後の運用方針

先進国市場については、米国とイランの停戦協議に対する懸念や楽観がインフレ見通しを左右し、これが利回り変動の主要因となっています。引き続き両国の要求には隔たりが大きいと判断しているものの、事態の長期化に対する懸念から妥協点を探る機運は強まっており、事態が解決に向かう可能性があると考えていますが、ホルムズ海峡の正常化には長期を要するとみられ、国債利回りも高止まりしやすいと予想します。新興国市場については、世界経済の先行きに対する楽観度合いや、国ごとに異なるエネルギー調達事情や国際収支の構造、米国の対外政策などの政治動向や各所での地政学的リスクを背景に選別が続くと見えています。このため、これら要因の投資国資産への影響を注視しつつ、投資国の政治情勢、金融政策等についても分析し、相対的に良好なパフォーマンスが期待できると判断する投資国への配分を高める方針です。

※マーケット動向とファンドの動きは、過去の実績であり将来の運用成果等をお約束するものではありません。また、見通しと運用方針は、作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。



















































※当資料中の各数値については、表示桁未満の数値がある場合、原則、四捨五入して表示しています。

※当資料中の各数値等は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。

「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

投資対象国・地域の今後の見通し一覧表

国・地域	景気	政策金利の方向性	債券 今後の見通し (基準価額への影響)	為替 今後の見通し (基準価額への影響)
メキシコ 	 景気停滞	 利下げ局面	 横ばい圏	 横ばい圏
ブラジル 	 景気停滞	 利下げ局面	 横ばい圏	 横ばい圏
南アフリカ 	 景気停滞	 利上げ局面	 利回り上昇 (価格は下落)	 横ばい圏
インド 	 景気安定	 据え置き局面	 利回り上昇 (価格は下落)	 横ばい圏
インドネシア 	 景気安定	 利上げ局面	 利回り上昇 (価格は下落)	 横ばい圏
ポーランド 	 景気安定	 据え置き局面	 横ばい圏	 横ばい圏
トルコ 	 景気安定	 据え置き局面	 利回り上昇 (価格は下落)	 横ばい圏
オーストラリア 	 景気安定	 利上げ局面	 利回り上昇 (価格は下落)	 円安現地通貨高
ユーロ圏 	 景気安定	 据え置き局面	 横ばい圏	 横ばい圏
カナダ 	 景気停滞	 据え置き局面	 横ばい圏	 横ばい圏

※景気、政策金利の方向性については、足元1年の委託会社の見通しを矢印で表示。

※債券および為替の今後の見通しについては、足元1か月の委託会社の見通し(基準価額への影響)を矢印で表示。

※上記の見通しは作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

## ファンドの特色

安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。

### 1. 最高位の信用力を有する短期の外国債券を中心に投資します。<sup>(注1)</sup>

- 投資対象である国際機関債および国債等<sup>(注2)</sup>は、当初組入時において最高位の信用格付であるAAA格(S&P社)またはAaa格(Moody's社)を取得<sup>(注3)</sup>しているものに限ります。<sup>(注4)</sup>
- 格付が相対的に低い新興国については、AAA(Aaa)の格付を有する国際機関が発行する当該新興国通貨建て<sup>(注5)</sup>の債券に投資します。この結果、新興国の高金利<sup>(注6)</sup>を享受しながら信用リスクを抑制した運用成果が期待できます。

(注1) 保有する債券の平均残存期間は原則3年以内としますが、今後変更となる場合があります。

(注2) 国際機関債へは「国際機関債マザーファンド」を通じて、国債等へは直接、投資を行います。国債等には国債のほかソブリン債<sup>\*</sup>を含みます。

※ソブリン債券とは、各国政府、地方自治体、政府関係機関および国際機関等が発行する債券の総称です。

(注3) 両社が格付を付与している場合には、どちらか高い方の格付を基準とします。

(注4) 保有する債券の格付が格下げにより上記基準を満たさなくなった場合は、当該債券を速やかに売却するものとします。

(注5) 一部の通貨において直接新興国通貨建ての債券に投資できない場合などには、利子や元本の支払いが新興国通貨に応じて変動する仕組みを持つ米ドル建ての国際機関債などに投資する場合があります。また流動性を確保するため、一部を米ドルなどの通貨建て債券に投資する場合があります。

(注6) 国際機関債の金利は、同じ通貨建ての国債金利よりも低くなる場合があります。

### 2. 相対的に利回りの高い外国債券に投資します。

- 当ファンドは、実質的に新興国および先進国の通貨建て債券に投資することで、相対的に高い金利収入の獲得をめざします。
- 原則として、実質組入外貨建資産については対円での為替ヘッジを行わず、為替益の獲得をめざします。
- 新興国(国際機関債)と先進国(国債等)の投資比率はおおむね2:1程度とします。
- 複数の通貨(原則として6~10通貨程度)へ分散投資を行うことで、為替リスクの低減効果が期待できます。これら投資対象通貨の選定にあたっては、主に中短期の金利水準に着目しますが、流動性、投資通貨規制等も総合的に勘案します。

### 3. 毎月決算を行い、分配を行うことをめざします。

- 主として組入債券の利子収入や値上がり益などを原資として、毎月の決算時に収益分配を行うことをめざします。
- 毎月19日(休業日の場合は翌営業日。)を決算日とします。
  - ・ 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
  - ・ 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

## 主な投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

### ● 金利リスク

一般的に金利が上昇すると債券の価格は下落します。当ファンドは、実質的に債券に投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。

### ● 信用リスク

当ファンドが実質的に投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、債券の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

### ● 為替リスク

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。新興国通貨に投資する場合、先進国通貨に比べ為替リスクが大きくなる傾向があります。

### ● 流動性リスク

当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

### ● カントリーリスク

当ファンドの実質的な投資対象国・地域における政治・経済情勢の変化等によっては、運用上の制約を受ける可能性があり、基準価額が下がる要因となります。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)	信託期間	無期限(2008年10月15日設定)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)	繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合。 ・受益者のために有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。		
換金単位	販売会社が定める単位		
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額	決算日	毎月19日(休業日の場合は翌営業日)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。	収益分配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。		
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ロンドンの銀行の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日	課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となる場合があります。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。		
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。		

## ファンドの費用

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。  
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

### ● 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 <b>3.3%(税抜3.0%)</b> を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.1%</b> の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

### ● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率1.485%(税抜1.35%)</b>
その他の費用・ 手数料	<p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料</li> <li>・信託事務の処理に要する諸費用</li> <li>・外国での資産の保管等に要する費用</li> <li>・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用等</li> </ul> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>

## 投資信託に関する留意点

投資信託は、

- 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

## 当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。また、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、株式や債券等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、当社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

## 委託会社およびファンドの関係法人

- ＜委託会社＞アセットマネジメントOne株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号  
加入協会:一般社団法人資産運用業協会
- ＜受託会社＞みずほ信託銀行株式会社
- ＜販売会社＞販売会社一覧をご覧ください。

## 委託会社の照会先

- アセットマネジメントOne株式会社  
コールセンター 0120-104-694  
(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)
- ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

販売会社一覧（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

○印は協会への加入を意味します。

2026年6月9日現在

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
PayPay銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号	○		○		
株式会社紀陽銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第8号	○				
株式会社鳥取銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第3号	○				
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第8号	○		○		
三菱UFJ eスマート証券株式会社 ※4	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○	○	○		
株式会社SBI証券 ※4	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○	○	○	○	
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第67号	○	○			
楽天証券株式会社 ※4	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○	
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号	○	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○		
山和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第190号	○				
株式会社みずほ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号	○		○	○	※1
株式会社富山銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第1号	○				※1
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第34号	○	○	○		※1
株式会社徳島大正銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第10号	○				※1
第一生命保険株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第657号	○	○			※1
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 ※4	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○	※1
みずほ証券株式会社 ※4	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○	※1
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第128号	○				※1

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

●販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

※4 一般社団法人日本STO協会にも加入しています。

(原則、金融機関コード順)

販売会社一覧（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。

○印は協会への加入を意味します。

2026年6月9日現在

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
北海道信用金庫	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第19号					
帯広信用金庫	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第15号					
鶴岡信用金庫	登録金融機関 東北財務局長(登金)第41号					
新庄信用金庫	登録金融機関 東北財務局長(登金)第37号					
杜の都信用金庫	登録金融機関 東北財務局長(登金)第39号					
会津信用金庫	登録金融機関 東北財務局長(登金)第20号					
福島信用金庫	登録金融機関 東北財務局長(登金)第50号					
佐野信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第223号					
大田原信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第219号					
結城信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第228号					
埼玉縣信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第202号	○				
青木信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第199号					
朝日信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第143号	○				
芝信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第158号					
東京東信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第179号	○				
西武信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第162号	○				
瀧野川信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第168号					
飯田信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第252号					
金沢信用金庫	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第15号	○				
のと共栄信用金庫	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第30号					
福井信用金庫	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第32号					
しずおか焼津信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第38号					
静清信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第43号					
浜松磐田信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第61号					
遠州信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第28号					
岐阜信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第35号	○				
大垣西濃信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第29号					
岡崎信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第30号	○				
豊川信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第54号					
碧海信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第66号	○				
北伊勢上野信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第34号					
桑名三重信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第37号					
滋賀中央信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第79号					
湖東信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第57号					
京都中央信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第53号	○				
京都北都信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第54号					
大阪信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第45号					
大阪シティ信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第47号	○				
奈良信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第71号	○				
大和信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第88号	○				
奈良中央信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第72号					

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。

「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
きのくに信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第51号					
神戸信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第56号					
姫路信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第80号	○				
播州信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第76号	○				
兵庫信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第81号	○				
尼崎信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第39号	○				
但馬信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第67号					
米子信用金庫	登録金融機関 中国財務局長(登金)第50号					
おかやま信用金庫	登録金融機関 中国財務局長(登金)第19号	○				
水島信用金庫	登録金融機関 中国財務局長(登金)第48号					
吉備信用金庫	登録金融機関 中国財務局長(登金)第22号					
呉信用金庫	登録金融機関 中国財務局長(登金)第25号					
高松信用金庫	登録金融機関 四国財務局長(登金)第20号					
観音寺信用金庫	登録金融機関 四国財務局長(登金)第17号					
愛媛信用金庫	登録金融機関 四国財務局長(登金)第15号					
幡多信用金庫	登録金融機関 四国財務局長(登金)第24号					
福岡ひびき信用金庫	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第24号	○				
伊万里信用金庫	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第18号					
鹿児島相互信用金庫	登録金融機関 九州財務局長(登金)第26号					
コザ信用金庫	登録金融機関 沖縄総合事務局長(登金)第7号					※1
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○		

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

●販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

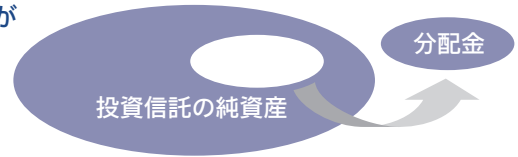
※4 一般社団法人日本STO協会にも加入しています。

(原則、金融機関コード順)

## 収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 分配金額と基準価額の関係（イメージ）

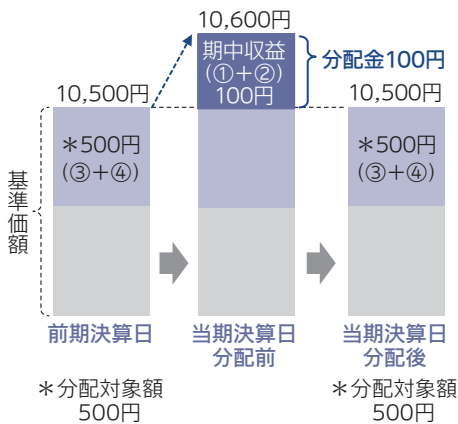
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益（経費控除後）    ②有価証券売買益・評価益（経費控除後）    ③分配準備積立金    ④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

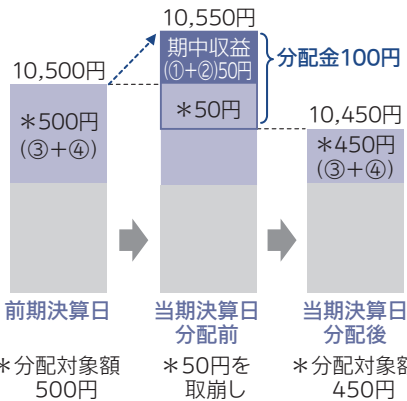
計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースA



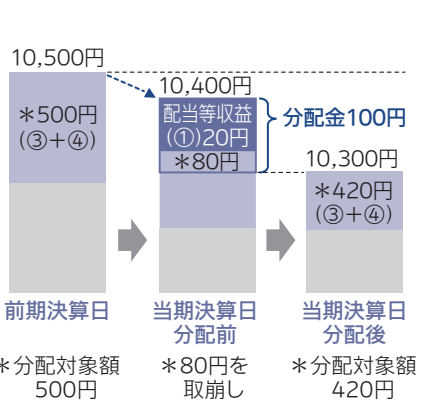
ケースB

<前期決算日から基準価額が上昇した場合>



ケースC

<前期決算日から基準価額が下落した場合>



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

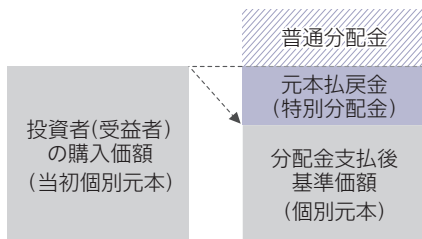
ケースA	分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差	0円 = 100円
ケースB	分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差	▲50円 = 50円
ケースC	分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差	▲200円 = ▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

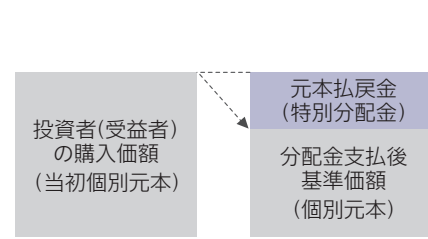
投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。